

無罪判決を求める要請書

2005年10月7日、上告趣意書の提出された東住吉冤罪事件は、一審・二審を通して、被告人とされた朴龍皓さんの有罪の立証が、合理的疑いを差し挟む余地のないまで、十二分に行われたとは到底思えません。

私たち市民が常識の眼でみて、おかしいと思う「朴自白と客観的事実との矛盾」、その際たるものは、ガソリン7リットルを撒き、ターボライターで火をつけること、しかも自らは全く火傷を負っていないという点にあるのですが、その点の解明、納得のいく説明は一審・二審判決のどこにもありませんでした。

正確な再現実験を待つまでもなく、高裁段階の弁護団提出証拠の数々、ガソリン火災の事例や、石油化学を専門的に研究している学者の意見書などに、さらには検察側の再現実験結果を示すビデオから、当然裁判所も「朴自白」の内容、放火の態様に慎重な判断を下されるものと、私たちは期待を込めて公判の成り行きを見守ってきました。

しかしながら、高裁判決も「朴自白」に何ら疑問を呈することなく、(ガソリンの量もほぼ7リットルを前提として)放火であることを認定しました。

ところが去る5月14日(日)、弁護団が実施した新たな再現実験の様子がテレビ朝日「ザ・スクープスペシャル」で詳細に放映されました。実験内容は悉く、私たち市民の「常識の目」の正しさを示すものとなっていました。番組ではさらに実行行為についてはもちろんのこと、動機の点や、自然発火の可能性、予断を持って捜査した警察の取調べの様態など、すべてが朴さんの「無実」を示唆するものになっています。私たちは改めて朴さんは無罪であると確信を深めました。

このうえは最高裁判所が真摯に事実の検討をなされ、朴龍皓さんに対し速やかに無罪判決を下されるよう強く要請致します。

2006年 月 日

最高裁判所第三小法廷 御中

氏 名	住 所